損　益　計　算　書

（自平成25年４月１日　至平成26年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	498	（経常収益）	533
被害回復分配金支払業務費	405	手数料収入	120
犯罪被害者等支援費	400	被害回復分配金残余納付金	412
消滅預金等債権者補償費	5	事業外収益	0
一般管理費	93		
事業外費用			
借入金利息	0		
（当期利益金）	34		
合計	533	合計	533

㈱１．当期利益金34百万円は、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第五章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成20年内閣府財務省令第１号）第３条第１項の規定により、繰越欠損金を減額して整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．固定資産の減価償却方法

定額法を採用している。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円

また、主な耐用年数は次のとおりである。

建物　　８年～18年

その他　３年～20年

２．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

３．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　その他

①　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令（平成20年内閣府・財務省令第４号）第２条に定める支援業務（犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成）を行う担い手団体に対して、機構は、平成25事業年度に400百万円を支出している。

②　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）第30条第１項の規定により、当事業年度に生じた費用に見合う金額を翌事業年度の手数料収入として見込んでいる。

地域経済活性化支援勘定

貸　借　対　照　表

（平成26年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	56	（流動負債）	
現金・預金	8	未払金	0
有価証券	48	（固定負債）	9,660
仮払金	0	金融機関等拠出金	9,659
未収収益	0	退職給与引当金	0
未収金	0	（負債合計）	9,660
（固定資産）		（資本金）	
地域経済活性化支援機構株式	22,584	政府出資金	13,000
		（欠損金）	△ 19
		繰越欠損金	△ 15
		当期未処理損失	△ 4
		（純資産合計）	12,980
資産合計	22,641	負債・純資産合計	22,641

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成25年４月１日　至平成26年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）		（経常収益）	
一般管理費	4	事業外収益	0
		（当期損失金）	4
合計	4	合計	4

㈱１．当期損失金４百万円は、株式会社地域経済活性化支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業務の特例等に関する命令（平成21年内閣府財務省令第５号）第３条第２項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

３．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税等の会計処理方法

税込方式によっている。